認知症予防専門医資格更新についてのご案内

Ⅰ．更新される方

更新単位 30 単位以上を取得されている方は、更新審査料を振り込んでいただき、かつ必要書類を不備なく、提出してください。

1） 更新審査料：２０，０００円

2） 振込について：下記よりお振込みください。なお、いずれも振込手数料は申請者負担でお願いします。

≪振込先≫
三菱 UFJ 銀行　北九州支店　普通口座　1102307
ゆうちょ銀行　記号 17470　番号 88181831
ゆうちょ銀行へ他金融機関からの振込みの場合
店名：七四八（ナナヨンハチ）　店番：748 預金種目：普通預金
口座番号：8818183
≪口座名義≫
一般社団法人日本認知症予防学会（ｲｯﾊﾟﾝｼｬﾀﾞﾝﾎｳｼﾞﾝﾆﾎﾝﾆﾝﾁｼｮｳﾖﾎﾞｳｶﾞｯｶｲ）

3） 必要書類

・認知症予防専門医認定更新申請書（別紙 1）
・更新単位分の単位証明書や学術集会の参加証、他学会の参加証明証など（※原本は返却いたしません、コピーでのご提出も可能です）

4） 書類提出について：郵送またはメール

宛先：〒805-0033　福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-27
一般社団法人日本認知症予防学会　事務局
E-mail：jsdp@ninchishou.jp

＜スケジュール＞

1	申請期間（2 か月）	2023 年 12 月 1 日（金）	～2024 年 1 月 31 日（水）
2	審査期間	2024 年 2 月 1 日（木）	～2024 年 2 月 10 日（土）
3	審査結果通知期間	2024 年 3 月上旬（予定）	
4	専門医証交付手続き 申請受付期間	2024 年 3 月中旬	～2024 年 4 月 30 日（火）
5	専門医証交付期間	2024 年 3 月下旬	～2024 年 5 月 15 日（水）

Ⅱ．更新を辞退される方

認定更新を辞退される方は、辞退届を提出してください。

その場合、認知症予防専門医資格は喪失いたしますので、予めご注意ください。

1）　必要書類：認知症予防専門医辞退届（別紙 2）

2）　書類提出について：郵送またはメール

宛先：〒805-0033　福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-27

一般社団法人日本認知症予防学会　事務局

E-mail：jsdp@ninchishou.jp

一般社団法人　日本認知症予防学会　認知症予防専門医規則【一部抜粋】

第４章　認知症予防専門医の認定更新

第１１条　本学会の認定を受けた認知症予防専門医は、認定を受けてから５年ごとにこれを更新しなければならない。

第１２条　認知症予防専門医認定更新申請者は、次の各号を全て満たさなければならない。

（１）　本学会の指定する修得単位数を有する事。なお、単位数については細則に定める

（２）　本学会の会員である者

第１３条　認知症予防専門医認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を更新料とともに本学会に提出しなければならない。

（１）　認知症予防専門医認定更新申請書

（２）　単位証明書

第１４条　更新に係る費用は20,000円とする。なお、既納の更新料はいかなる理由があっても返還しない。

第５章　　認知症予防専門医の資格喪失

第１５条　認知症予防専門医は、次の各号の理由により、制度委員会の議決を経て、認知症予防専門医の資格を喪失する。

（１）　認知症予防専門医の資格を辞退したとき

（２）　認知症予防専門医の認定更新をしなかったとき

（３）　規則第１２条に定める認定更新要件を満たさないと制度委員会が判断したとき

第１６条　認知症予防専門医としてふさわしくない行為があったときは、制度委員会の審議を経て、理事長が認知症予防専門医の認定を取り消すことがある。ただし、制度委員会は弁明する機会を与えなければならない。

＜日本認知症予防学会専門医の更新制度概要＞　2021 年 6 月 23 日改訂版

1．更新要件

（1）　認知症予防専門医資格取得後、通算 5 年間本学会会員であること（途中休会も有り得る）

（2）　5 年間で 30 単位以上取得すること（組み合わせ自由）

2．更新に必要な付与単位

（1）　学術集会参加で 10 単位

（2）　春期教育セミナー受講（+小テスト合格）で 5 単位

（3）　学術集会時の教育セミナー受講（+小テスト合格）で 10 単位

（4）　学術集会時の認知症予防専門医スキルアップ講座受講で 10 単位：推奨講座（必須では無い）

（5）　日本認知症予防学会支部主催の講演会・講習会受講で 3 単位

（6）　認知症診療向上委員会の事前承認を得て公表された講習会で 2 単位

（7）　認知症予防専門医教育セミナー・認知症予防専門医スキルアップセミナーの講師を行った場合は資格更新の単位を免除する

※1 回の学術集会で（3）（4）の両方を受講し、両方の単位取得は不可。

但し 1 回の学術集会で（3）（4）のどちらか受講し 10 単位取得は可。

※（5）但し、支部長が単位付与にふさわしい講演会・講習会と判断した場合のみ。

◆更新時には以下が必要となります。

（1）学術集会参加の領収証　（2）・（3）・（4）は単位取得証　（5）・（6）は参加証明証

（別紙 1）

一般社団法人 日本認知症予防学会　専門医　認定更新申請書

申請年月日	年　　　　　月　　　　　日
会員番号	
認知症予防専門医認定番号	
（ふりがな） 申 請 者 氏 名	（　　　　　　　　　　　　　　） ㊞
医籍登録番号	
専門医証送付先住所 □現住所　・□　所属先	〒
e-mail	
TEL	
更新合計単位数	

【ホームページ公開情報】 可否いずれかに〇印をつけてください

※複数掲載希望の場合備考欄へもご入力下さい

		掲載内容
氏名	可　　否	
所属先名称	可　　否	
専門科	可　　否	
所属先郵便番号	可　　否	
所属先住所	可　　否	
所属先電話番号	可　　否	

【備考欄】（複数掲載希望の場合ご入力下さい）

		掲載内容
氏名	可　　否	
所属先名称	可　　否	
専門科	可　　否	
所属先郵便番号	可　　否	
所属先住所	可　　否	
所属先電話番号	可　　否	

（別紙 2）

一般社団法人 日本認知症予防学会　専門医　認定辞退届

年　　　月　　　日

一般社団法人　日本認知症予防学会
認知症予防専門医制度委員会　殿

貴会より認定いただきました、認知症予防専門医資格をこの度、下記の事由により辞退いたします。

申 請 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

会員番号

認知症予防専門医番号

住　所（　現住所　・　所属先　）
〒

辞　退　事　由	